

協議項目第 19 号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成 15 年 11 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町字名の取扱いについて
4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

平成 15 年 11 月 4 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。	

区 分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島 大字上弓削字百貫	○○町 弓削久司浦 弓削沢津 弓削上弓削 弓削引野 弓削明神 弓削下弓削 弓削太田 弓削土生 弓削鎌田 弓削日比 弓削藤谷 弓削狩尾 弓削大谷 弓削豊島 弓削佐島 弓削百貫	生名村	○○町 生名	岩城村	○○町 岩城	魚島村 字井下田 字井ノ浦 字井ノ頭 字以羅以田 字大木 字大風呂 字笠松 字神ヶ市 字桜田 字篠塚 字白井田 字勢賀以 字船瀬 字古殿 字松ノ浦 字峯 字浦 字取間 字増 字水落 字瓢箪 字江ノ島 字小島	○○町 魚島字井下田 魚島字井ノ浦 魚島字井ノ頭 魚島字以羅以田 魚島字大木 魚島字大風呂 魚島字笠松 魚島字神ヶ市 魚島字桜田 魚島字篠塚 魚島字白井田 魚島字勢賀以 魚島字船瀬 魚島字古殿 魚島字松ノ浦 魚島字峯 魚島字浦 魚島字取間 魚島字増 魚島字水落 魚島字瓢箪 魚島字江ノ島 魚島字小島	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 9 町字名の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資 料	

町字名の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方自治法】 （市町村内の町又は字の区域） 第二百十条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。	篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 4 町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。 西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町村名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 町・字名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。 重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「〇〇市」に置き換える。 ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「〇〇市」に置き換える。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。
先 進 事 例	
今治市及び越智郡 11 町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 1 . 今治市については、現在地名を継承する。 2 . 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 3 . 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。 4 . 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 5 . 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。	

留意事項

市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 2 6 0 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

《総務省「合併協議会の運営の手引」より》